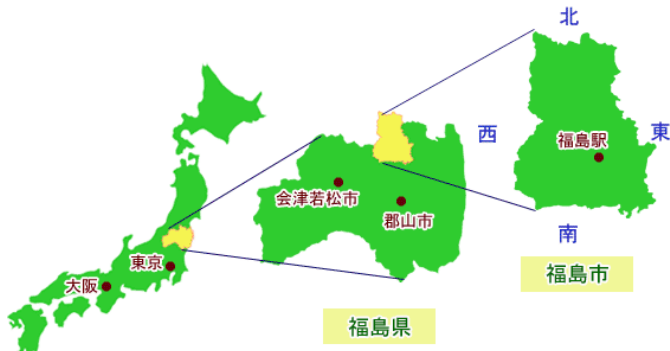




担当業務の内容



私は、全国市長会を通じての職員派遣により、平成23年9月1日から平成24年3月31日まで、東日本大震災で被害を受けた福島県福島市に行っていました。主な担当支援内容は以下のとおりです。

(1) 被害家屋調査（災害時業務）

被害家屋調査とは、地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査です。この調査を要望のあった家屋について実施しました。

なお、認定された「被害の程度」は、様々な被災者支援策の適用の判断材料となる「り災証明書」の基礎資料となります。

(2) 固定資産税課税事務（通常業務）

災害時業務である被害家屋調査の事務量が多く、通常時に行う事務が停滞していたため、その補助を行いました。

苦勞したこと・工夫したこと

派遣されて数日は、相手側も私のことがわかっていないため、手探りの状態でお客様扱いをされ、なかなか思うように仕事をする事ができませんでした。そこで、どんな業務でも嫌な顔をせずになし、積極的に仕事を求めていくことにより、多くの仕事を任されるようになり、さらに相手と同じ勤務量か、むしろそれ以上の勤務を行うことにより信頼を得ることができたと感じています。

被害家屋調査の判定により行政からの支援が変わります。そのため、調査には適正を期していましたが、被害を受けている被災者に判定を伝え、納得していただくことは大変難しかったです。ただし、相手の状況を理解し、誠心誠意対応することで最終的には多くの方に理解をしていただけたと思っています。

印象的なエピソード

業務を通じて、市民の方から「遠いところから福島のためにありがとう」という言葉をいただいたときは嬉しかった反面、派遣職員として果たさなければならない責任があることを痛感いたしました。

所感

福島では、良き職員達とチームワークを発揮し、大変ではありましたが、業務を遂行することができました。非常時には平常時とは比較にならないほど多くのことに対応する必要がありますが、最終的にそれをいかに円滑に進められるかどうかは職員の質に関わってくると感じました。職務を通じ、行政職員としての質を高めていることが、いざという時においても市民サービスにつながることを認識できたことは派遣に行って良かったと思います。